国不動第 47 号 国不参第 31 号 国住心第 81 号 国住参マ第 100 号

令和5年8月3日

## 公益社団法人全日本不動産協会 理事長殿

国土交通省不動産・建設産業局不動産業課長 国土交通省不動産・建設産業局参事官 国土交通省住宅局参事官(マンション・賃貸住宅担当)

ホームレスの自立の支援等に関する基本方針について(協力依頼)

日頃より国土交通行政に格別のご配慮、ご協力をいただき、御礼申し上げます。

今般、別添1及び2のとおり、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法(平成14年 法律第105号。以下「同法」という。)に基づき、ホームレスの自立の支援等に関する基本 方針(令和5年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号。以下、改正基本方針)が施 行されました。

同法に基づく基本方針(平成20年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第1号)策定に伴い、貴団体宛てに、別添3のとおり要請(平成20年9月4日国総動第43号。以下、平成20年要請)を発出しており、平成30年にも同法に基づく基本方針(平成30年7月31日厚生労働省・国土交通省告示第2号。以下、旧基本方針)策定に伴い、別添4のとおりご連絡していたところです。

本改正により、平成 20 年要請に係る旧基本方針第3の2(2)②が改正されたことを踏まえ、本通知をもって、平成 20 年要請を廃止することといたします。

また、改正基本方針第3の2(2)②を踏まえ、貴団体におかれましては、ホームレス等が、地域における低廉な家賃の民間賃貸住宅に関する情報や、民間賃貸住宅への入居に際して必要となる保証人が確保されない場合において民間の保証会社等に関する情報等を得られるよう、国、地方公共団体及び居住支援法人等の民間団体等の関係機関との連携にご協力いただきたく、貴団体加盟の宅地建物取引業者に周知いただきますよう、お願い申し上げます。

以上